

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第20号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和62年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</u></p> <p>(1) 法第24条第1項又は第5項の規定による申請による保護の開始又は<u>変更に関すること</u>と。</p> <p>(2) 法第25条第1項又は第2項の規定による職権による保護の開始又は<u>変更に関すること</u>と。</p> <p>(3) 法第26条の規定による<u>保護の停止又は廃止に関すること</u>。</p> <p>(4) 法第27条第1項の規定による<u>被保護者に対する指導又は指示に関すること</u>。</p> <p>(5) 法第27条の2の規定による<u>要保護者の求めによる相談又は助言に関すること</u>。</p> <p>(6) 法第28条第1項の規定による<u>当該職員に要保護者の居住の場所を立入調査させ、又は</u></p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 法第24条第1項又は第5項の規定により申請による保護の開始又は<u>変更を行うこと</u>。</p> <p>(2) 法第25条第1項又は第2項の規定により職権による保護の開始又は<u>変更を行うこと</u>。</p> <p>(3) 法第26条の規定により<u>保護の停止又は廃止を決定すること</u>。</p> <p>(4) 法第27条第1項の規定により<u>被保護者に対し、指導又は指示を行うこと</u>。</p> <p>(5) 法第27条の2の規定により<u>要保護者の求めによる相談又は助言を行うこと</u>。</p> <p>(6) 法第28条第1項の規定により<u>当該職員に要保護者の居住の場所を立入調査させ、又は</u></p>

要保護者に医師等の検診を受けさせる命令に関すること。

- (7) 法第28条第4項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (8) 法第30条から第37条の2までの規定による保護に関すること。
- (9) 法第48条第4項の規定による保護の変更、停止又は廃止の届出の受理に関すること。
- (10) 法第62条第3項の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。
- (11) 法第62条第4項の規定による同条第3項に規定する処分について弁明の機会<sup>の</sup>付与に関すること。
- (12) 法第63条の規定による被保護者が返還すべき額の決定に関すること。
- (13) 法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- (14) 法第77条第1項の規定による扶養義務者から徴収すべき費用の額の決定に関すること。
- (15) 法第78条の規定による不正受給者等から徴収すべき費用の額の決定に関すること。
- (16) 法第80条の規定による前渡した保護金品の返還義務の免除に関すること。
- (17) 法第81条の規定による家庭裁判所に対する後見人選任の請求に関すること。

第2条の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下この条において「法」という。）第19条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第

医師等の検診を受けることを命ずること。

- (7) 法第28条第4項の規定により保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。
- (8) 法第30条から第37条までの規定により保護を行うこと。
- (9) 法第48条第4項の規定により保護の変更、停止又は廃止の届出を受理すること。
- (10) 法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止を行うこと。
- (11) 法第62条第4項の規定により同条第3項に規定する処分について弁明の機会<sup>を</sup>与えること。
- (12) 法第63条の規定により被保護者が返還すべき額を決定すること。
- (13) 法第76条第1項の規定により遺留金品の処分を行うこと。
- (14) 法第77条第1項の規定により扶養義務者から徴収すべき費用の額を決定すること。
- (15) 法第78条の規定により不正受給者等から徴収すべき費用の額を決定すること。
- (16) 法第80条の規定により前渡した保護金品の返還義務を免除すること。
- (17) 法第81条の規定により後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。

第2条の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下この条において「法」という。）第19条第4項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長

153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 法第24条第1項又は第5項の規定による申請による支援給付の開始又は変更に関すること。
- (2) 法第25条第1項又は第2項の規定による職権による支援給付の開始又は変更に関すること。
- (3) 法第26条の規定による支援給付の停止又は廃止に関すること。
- (4) 法第27条第1項の規定による被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）に対する指導又は指示に関すること。
- (5) 法第27条の2の規定による要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の求めによる相談又は助言に関すること。
- (6) 法第28条第1項の規定による当該職員に要支援者の居住の場所を立入調査させ、又は要保護者に医師等の検診を受けさせる命令に関すること。
- (7) 法第28条第4項の規定による支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (8) 法第30条から第37条の2までの規定による支援給付に関すること。
- (9) 法第48条第4項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止の届出の受理に関すること。
- (10) 法第62条第3項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止に関すること。
- (11) 法第62条第4項の規定による同条第3項に規定する処分について弁明の機会を付与に関すること。

に委任する。

- (1) 法第24条第1項又は第5項の規定により申請による支援給付の開始又は変更を行うこと。
- (2) 法第25条第1項又は第2項の規定により職権による支援給付の開始又は変更を行うこと。
- (3) 法第26条の規定により支援給付の停止又は廃止を決定すること。
- (4) 法第27条第1項の規定により被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）に対し、指導又は指示を行うこと。
- (5) 法第27条の2の規定により要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の求めによる相談又は助言を行うこと。
- (6) 法第28条第1項の規定により当該職員に要支援者の居住の場所を立入調査させ、又は医師等の検診を受けることを命ずること。
- (7) 法第28条第4項の規定により支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止を行うこと。
- (8) 法第30条から第37条までの規定により支援給付を行うこと。
- (9) 法第48条第4項の規定により支援給付の変更、停止又は廃止の届出を受理すること。
- (10) 法第62条第3項の規定により支援給付の変更、停止又は廃止を行うこと。
- (11) 法第62条第4項の規定により同条第3項に規定する処分について弁明の機会を与えること。

- (12) 法第63条の規定による被支援者が返還すべき額の決定に関すること。
- (13) 法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- (14) 法第77条第1項の規定による扶養義務者から徴収すべき費用の額の決定に関すること。
- (15) 法第78条の規定による不正受給者等から徴収すべき費用の額の決定に関すること。
- (16) 法第80条の規定による前渡した支援給付金品の返還義務の免除に関すること。
- (17) 法第81条の規定による家庭裁判所に対する後見人選任の請求に関すること。

第3条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する

法律（昭和39年法律第134号。以下この条において「法」という。）第38条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定に関すること。
- (2) 法第24条の規定による不正利得の徴収に関すること。
- (3) 法第26条において準用する法第5条第2項、第11条（第3号を除く。）、第12条の規定による障害児福祉手当受給資格の認定及び支給に関すること。
- (4) 法第26条の5において準用する法第5条第2項、第11条（第3号を除く。）、第12条、第19条及び第24条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定、支給及び不正利得の徴収に関すること。
- (5) 法第26条及び第26条の5において準用する法第16条において準用する児童扶養手

- (12) 法第63条の規定により被支援者が返還すべき額を決定すること。
- (13) 法第76条第1項の規定により遺留金品の処分を行うこと。
- (14) 法第77条第1項の規定により扶養義務者から徴収すべき費用の額を決定すること。
- (15) 法第78条の規定により不正受給者等から徴収すべき費用の額を決定すること。
- (16) 法第80条の規定により前渡した支援給付金品の返還義務を免除すること。
- (17) 法第81条の規定により後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。

当法（昭和36年法律第238号）第31条の規定による支払の調整に関すること。

(6) 法第35条の規定による届出等の受付及びその届出等に係る事実についての審査に関すること。

(7) 法第37条の規定による必要な書類の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告を求めることに関すること。

(8) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の届出に関すること。

第4条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この条において「法」という。）第9条第9項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 法第9条第7項の規定による専門的相談指導についての身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言の請求並びに同条第8項の規定による身体障害者更生相談所の判定の請求に関すること。

(2)から(10)まで <省略>

第5条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）第9条第6項の規定による専門的相談指導についての知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言の請求並びに同条第7項の規定による知的障害者更生相談所の判定の請求に関すること。

(2)から(9)まで <省略>

(10) 知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号）第1条の規定による職親を

第4条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この条において「法」という。）第9条第8項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 法第9条第6項の規定による専門的相談指導についての身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言の請求並びに同条第7項の規定による身体障害者更生相談所の判定の請求に関すること。

(2)から(10)まで <省略>

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）第9条第5項の規定による専門的相談指導についての知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言の請求並びに同条第6項の規定による知的障害者更生相談所の判定の請求に関すること。

(2)から(9)まで <省略>

(10) 知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号）第39条の規定による職親

希望する旨の申出の受理に関すること。

第6条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。）第47条第3項の規定による事務協力、相談業務及び指導に関すること。

(2) 法第47条第4項の規定による相談及び指導に関すること。

(3)から(12)まで <省略>

第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第20条第1項の規定による介護給付費等の支給申請の受理に関すること。

(5) <省略>

(6) 法第20条第6項の規定による他市町村への嘱託に関すること。

(7)及び(8) <省略>

(9) 法第22条第4項の規定によるサービス等利用計画案の提出を求めることに関すること。

(10) 法第22条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証の交付に関すること。

(11) 法第24条第1項の規定による支給決定の変更申請の受理に関すること。

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) 法第25条第2項の規定による障害福祉サ

を希望する旨の申出の受付に関すること。

第6条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。）第47条第4項の規定による事務協力、相談業務及び指導に関すること。

(2) 法第47条第5項の規定による相談及び指導に関すること。

(3)から(12)まで <省略>

第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第20条第1項の規定による介護給付費等の支給申請受理に関すること。

(5) <省略>

(6) 法第20条第6項の規定による他市町村への委託に関すること。

(7)及び(8) <省略>

(9) 法第22条第5項の規定による障害福祉サービス受給者証の交付に関すること。

(10) 法第24条第1項の規定による支給決定の変更申請受理に関すること。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) 法第25条第2項の規定による障害福祉サ

ービス受給者証の返還を求めることに関する  
こと。

(16) <省略>

(17) 法第34条第1項の規定による特別障害者  
特別給付費の支給に関すること。

(18) 法第48条第1項の規定による報告、命  
令、出頭の求め、質問、立入り及び検査に  
関すること。

(19) 法第49条第6項の規定による都道府県へ  
の通知に関すること。

(20) <省略>

(21) 法第51条の6第1項の規定による地  
域相談支援給付費等の支給申請の受理に  
関すること。

(22) 法第51条の7第1項の規定による地  
域相談支援給付費等の支給の要否の決定に  
関すること。

(23) 法第51条の7第2項の規定による意  
見を求めることに関すること。

(24) 法第51条の7第4項の規定によるサ  
ービス等利用計画案の提出を求めること  
に関すること。

(25) 法第51条の7第8項の規定による地  
域相談支援受給者証の交付に関すること。

(26) 法第51条の9第1項の規定による給  
付決定の変更申請の受理に関すること。

(27) 法第51条の9第2項の規定による給  
付決定の変更決定に関すること。

(28) 法第51条の9第4項の規定による地  
域相談支援受給者証の返還に関すること。

(29) 法第51条の10第1項の規定による  
給付決定の取消しに関すること。

(30) 法第51条の10第2項の規定による

ービス受給者証の返還に関すること。

(15) <省略>

(16) 法第33条第1項の規定による支給決定に  
関すること。

(17) 法第48条第1項の規定による報告、命  
令、出頭の求め、質問、立ち入り及び検査に  
関すること。

(18) 法第49条第7項の規定による都道府県へ  
の通知に関すること。

(19) <省略>

地域相談支援受給者証の返還を求めること  
に関すること。

(31) 法第51条の11の規定による援助を  
依頼することに関すること。

(32) 法第51条の27第1項の規定による報  
告、命令、出頭の求め、質問、立入り及び検  
査に関すること。

(33) 法第51条の28第6項の規定による都  
道府県への通知に関すること。

(34) 法第51条の29第3項の規定による都  
道府県への通知に関すること。

(35) <省略>

(36) 法第53条第2項の規定による精神通院  
医療に係る自立支援医療費の支給申請の受理  
に関すること。

(37) <省略>

(38) <省略>

(39) <省略>

(40) 法第56条第2項の規定による支給認定  
の変更決定に関すること。

(41) <省略>

(42) <省略>

(43) 法第57条第2項の規定による更生医療  
及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の  
返還を求めることに関すること。

(44) <省略>

(45) 法第74条第1項の規定による意見及び  
同条第2項の規定による援助の依頼に関する  
こと。

(46) 法第76条第1項の規定による補装具費  
の申請の受理及び支給の要否の認定に関する  
こと。

(47) <省略>

(20) <省略>

(21) 法第53条第2項の規定による精神通院  
医療に係る自立支援医療費の支給申請受理に  
関すること。

(22) <省略>

(23) <省略>

(24) <省略>

(25) <省略>

(26) <省略>

(27) 法第57条第2項の規定による更生医療  
及び育成医療に係る自立支援医療受給者証  
の返還に関すること。

(28) <省略>

(29) 法第74条第1項の規定による意見及び  
援助依頼に関すること。

(30) 法第76条第1項の規定による補装具費  
の申請受理及び支給の要否の認定に関するこ  
と。

(31) <省略>

(48) <省略>

(49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この条において「施行令」という。）第15条の規定による申請内容の変更の届出の受理に関すること。

(50) <省略>

(51) 施行令第26条の7の規定による申請内容の変更の届出の受理に関すること。

(52) 施行令第26条の8の規定による地域相談支援受給者証の再交付に関すること。

(53) <省略>

(54) <省略>

(55) 施行令第32条の規定による申請内容の変更の届出の受理に関すること。

(56) <省略>

(57) <省略>

(58) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条第1項の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めるこ

(32) <省略>

(33) 法附則第21条第1項の規定による介護給付費の支給に関し必要な諸手続に関すること。

(34) 法附則第22条第3項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給に関し必要な諸手続に関すること。

(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この条において「施行令」という。）第10条第3項の規定による障害者への通知に関すること。

(36) 施行令第15条の規定による申請内容の変更の届出の受付に関すること。

(37) <省略>

(38) <省略>

(39) <省略>

(40) <省略>

(41) <省略>

(42) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めることに関

<p>とに関すること。</p> <p>(59) <u>施行規則第20条第1項の規定による障害福祉サービス受給者証の返還を求めることに関すること。</u></p> <p>(60) <u>施行規則第34条の45第1項の規定による地域相談支援受給者証の提出を求めることに関すること。</u></p> <p>(61) <u>施行規則第34条の49第1項の規定による地域相談支援受給者証の返還を求めることに関すること。</u></p> <p>(62) <u>施行規則第49条第1項の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の返還を求めることに関すること。</u></p>	<p>すること。</p> <p>(43) <u>施行規則第20条の規定による障害福祉サービス受給者証の返還を求めることに関すること。</u></p> <p>(44) <u>施行規則第34条の規定による高額障害福祉サービス費の支給申請の受理に関すること。</u></p> <p>(45) <u>施行規則第49条の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の返還を求めることに関すること。</u></p>
--	---

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。